

福井市監査告示第16号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定並びに福井市監査基準に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年6月30日

福井市監査委員	谷川秀男
福井市監査委員	浅野信也
福井市監査委員	八田一以
福井市監査委員	福野大輔

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 令和2年度及び3年度の次の負担金に係る事務事業

団体名：一般財団法人 福井市中央卸売市場協会

負担金：福井市中央卸売市場協会事業負担金

所管課：農林水産部 中央卸売市場

(2) 令和2年度及び3年度の次の補助金に係る事務事業

団体名：公益社団法人 福井市スポーツ協会

補助金：福井市体育事業補助金

所管課：教育委員会事務局 スポーツ課

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 所管課関係

財政援助に係る事業の実施状況を把握し、団体に対する指導、監督が適正に行われているか。

(2) 団体関係

ア 収支手続及び事務手続が適正に執行され、その確認体制は確立

されているか。

イ 財政援助に係る事業が計画に従って実施され、成果を上げているか。

4 監査の実施内容

財政援助に係る事業が補助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されその目的を達成しているか、また、所管課の指導監督が適切に行われているかについて、関係書類の審査及び担当者からの説明聴取を実施した。

5 監査の期間

令和4年3月25日から同年6月1日まで

6 監査の結果

(1) 一般財団法人 福井市中央卸売市場協会

監査の結果、当該所管課の当該負担金に係る事務は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように実施され、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね適正に執行されていると認めた。なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。さらに、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

また、当該団体の負担金対象事業に係る出納その他の事務の執行は、当該負担金の目的に沿っており、おおむね適正に行われていると認めた。

(意見)

福井市中央卸売市場協会への負担金の対象となる衛生事業において、市場内で排出された発砲スチロールの売却益が生じているにもかかわらず、負担金対象経費から控除していなかった。

しかし、本来であれば、負担金対象経費から事業に伴い得られた収入を控除して負担金額を算出することが望ましく、所管課は適切な負担金額の算定方法について検討されたい。また、仮に得られた収入を控除しないのであれば、当該負担金交付要綱にその旨を規定する等の整理をされたい。

(2) 公益社団法人 福井市スポーツ協会

監査の結果、当該所管課の当該補助金に係る事務は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように実施され、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね適正に執行されていると認めた。なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

また、当該団体の補助対象事業に係る出納その他の事務の執行は、当該補助の目的に沿っており、おおむね適正に行われていると認めた。